

「議会基本条例 取組の検証結果」

1. 第2条（議会の活動原則）

条文	現状（問題点）	課題	対応方針
(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	①、②	ア、イ	<p>■委員会の活性化に向けた研究</p> <p>市議会に対する市民の関心を高めるため、審査方法の見直しをはじめ、委員会審査の活性化に向けた研究を行う。</p> <p>【市民の関心を高める「委員会」のあるべき姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の関心や話題性の高い案件を丁寧に話し合っている。 論点、争点が明確で市民に分かりやすい。 委員の賛成、反対の立場が明確になっている。 委員間における討議が活発に行われている。 審査方法が工夫され、スムーズに進行している。 <p>【具体的な提案（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各議員は、事前勉強を十分にし、分からない点は事前に担当職員に確認しておく。 各会派は、事前の勉強会に十分な時間を設け、論点、争点、賛否を明確にしておく。 論点・争点や賛成・反対の立場が明確なものについては、理事者に対する質疑の後、委員間で意見交換（討議）を行う。
(2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。			
(3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。	⑥	エ	
(4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。	③	エ	
(5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の發揮に努めること。	3本の政策条例制定に取り組んだ。	エ	
(6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。	意見交換会に取り組んでいる。	エ	
(7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。	④	ウ、エ	
(8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	⑤	エ、オ	

提言①

現状（問題点）	課題
① 市民に開かれた議会に関し、議会側の取組は充実してきている。	<p>ア 市民の関心を高めること。</p> <p>イ 市民から傍聴に足を運んでもらい、議会活動を知ってもらうこと。</p> <p>ウ 委員会などにおける論点・争点の明確化（仕組み作り）に関すること。</p> <p>エ 議員個人のレベルアップが必要</p> <p>オ 新たな取組を展開するのではなく、現在の取組を充実させ、足元を固めることも必要</p>
② 一方で、市民の関心が低い。	
③ 議員のレベルが政策立案や政策提言を行うレベルに達していない。	
④ 委員間討議は活発とはいえない。	
⑤ 議会改革の進行により、相当忙しくなっている。	
⑥ 市政運営の評価が次年度に十分反映できているのか不明確である。	

2. 第7条（情報の共有及び公開）

条文	現状（問題点）	課題	対応方針
1 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。	①、②、③、⑤	ア、イ、ウ、エ	<p>■議会活動の「見える化」の研究 画像には「力」がある。ICTの発達によりデータや情報の可視化は容易に行えるようになった。画像を用いた情報提供や情報共有に力を入れ、見て、伝わる議会活動の発信手法について研究を行う。</p> <p>【具体的な提案(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・共有を図るツールとしてのタブレット、議場モニター活用の研究 <p>■議会モニター制度の導入 市民と情報を共有するためには、市民が何に關心を持っているのか、ニーズを把握することが重要である。市民との情報共有に活用するため、議会モニター制度の導入について研究を行う。</p>
2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。	上越市情報公開条例	ア	
3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。	④	ア、イ	
4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。	①	ア、イ	

提言②

提言③

現状（問題点を含む。）	課題
<p>① 様々な手段で情報提供（発信）に取り組んでいる。（例）議会報告会、意見交換会、議会だより、ホームページ、フェイスブック、インターネット中継 など</p> <p>② 議会だよりはあまり読まれていない。</p> <p>③ 意見交換会の参加者が固定している。</p> <p>④ 委員会を同時開催する場合がある。</p> <p>⑤ タブレットを全議員に導入し、情報の共有及び公開に活用が見込まれる。</p>	<p>ア 市議会に対する市民の関心を高めるためにはどうすれば良いか。</p> <p>イ 情報の共有及び公開を図るためにタブレットを活用するには、どうすれば良いか。</p> <p>ウ 市民と直接対話する機会を増やし、「顔が見える」関係を構築するためにはどうすれば良いか。</p> <p>エ 委員会の同時開催への対応をどうするか。</p>

3. 第18条（政策等の形成）

条文	現状（問題点）	課題	対応方針
1 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。	①、③、④、⑤	ア、イ、ウ	<p>■市民の意見を市政に反映させる「仕組み」のPR 意見交換会などで聴取した市民の意見を整理し、市政に反映させる仕組みを周知することで、議会活動に対する市民の理解を深め、市民と議会との信頼関係の強化に繋げる。</p> <p>【具体的な提案(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会・意見交換会の都度、参加者に対し説明を行う。 ・テレビなどマスメディアを活用したPRを行う。 <p>■「考え」を「形（政策）」にする能力の向上 議会には政策を形成し市政に反映させる役割があり、議員にはその能力が求められる。議員は、自らの考えを政策にするため、自己研さんに励まなければならない。</p> <p>(※その他)</p> <p>政策の提言後において、その内容を確実に市政に反映するための議会の行動について検討する。</p>
2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。	①、②	ア、イ、ウ	
3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。	課題調整会議に関する規程 政策形成会議に関する規程	イ	

提言④

対策案(参考)

現状（問題点を含む。）	課題
<p>① 課題調整会議及び政策形成会議の存在や役割は、市民に知られていない。</p> <p>② 政策形成会議は、過去に1度だけ設置されている。(実績：空き家等の適正管理及び活用促進に関する政策形成会議(H26. 6. 18～H27. 2. 10)計13回)</p> <p>③ 視察等で得た知見を議会全体で共有するため、議員懇談会で視察報告が行われており、会派や議員においても、申し出により報告することができる。(会派による報告実績：H27. 1. 21 みらい、新政)</p> <p>④ 意見交換会で聴取した意見のうち、課題調整会議において「行政側に伝える」とした意見は、意見に対する行政側からの正式な回答を求める形を採っていない。</p> <p>⑤ 市民意見、委員会、会派又は議員からの提案を契機とし、議会全体で条例制定等の政策提言を行う場合の手順が定められている。</p>	<p>ア 課題調整会議や政策調整会議といった政策形成に繋げるための仕組みや役割を市民に周知するにはどうしたら良いか。</p> <p>イ 政策形成を活性化するためには、政策提言を行う場合の手順やマニュアルをどのように整理したら良いか。</p> <p>ウ 政策形成に繋げるための議員の技量を高めるにはどうしたら良いか。</p>

4. 第 20 条（議会の研修）

条文	現状（問題点）	課題	対応方針
1 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。	①、②		■市民とともに学ぶ 必要に応じて、議員勉強会などの機会を捉えて、市民に参加を呼び掛け、又は市民を講師に招き、市民参加型の研修会に取り組む。
2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。	①		

対策案（参考）

現状（問題点を含む。）	課題
①毎月 21 日に、外部講師を招き、議員勉強会を開催している。（定例会開催月を除く。） ②委員会、会派、議員個人において、先進地視察や各種セミナー等への参加を通じて研修を受けている。	ア 市民等との研修会にどのように取り組むか。

5. 第24条（議会図書室）

条文	現状（問題点）	課題	対応方針
1 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	①、③	ア	<p>■タブレット端末の活用による図書室機能の充実 タブレット端末を図書室機能の一部として活用する。 【具体的な提案(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末上に図書関連サイトのリンク集を作成するなどし、以下の機能を利用できるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 議会図書室や市立図書館等の蔵書の紹介、検索 イ 新聞、法令、統計など各種データの検索、閲覧 ウ その他調査研究に有用な情報の提供、共有 など <p>■議会図書室の活用事例を先進地に学ぶ 議会図書室の活用に取り組む他市の事例を研究し、当市の取組にいかす。</p>
2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。	②、③		
現状（問題点を含む。）			課題
①蔵書は、地方自治関連の書籍、市の各種計画など約1,000点程度。 ②議員、職員、市民のいずれも利用がほとんどない。 ③司書の配置は、当市の職員配置の現状を考えると難しい。			ア 政策形成に必要な情報源として議会図書室を活用するための環境整備を行うこと

対策案(参考)

対策案(参考)